

門真市家庭的保育事業等の設備及び運営
に関する基準を定める条例の一部改正
(案) について

1. 改正の経緯

保育士不足の解消に向け、国の「家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（省令）」が一部改正されたことに伴い、小規模保育事業所A型及び保育所型事業所内保育事業所における職員配置基準を弾力化させるほか、建築基準法施行令の改正に伴い、避難用の屋内階段の要件を定める部分を改正するもの。（省令施行日：平成28年6月1日）

なお、職員配置基準については、「従うべき基準」、設備基準については「参酌すべき基準」として位置づけられている。

【参考】

従うべき基準	条例の内容を直接的に拘束する、必ず適合しなければならない基準であり、当該基準に従う範囲で地域の実情に応じた内容を定める条例は許容されるものの、異なる内容を定めることは許されないもの。
参酌すべき基準	地方自治体が十分参酌（比べあわせて、良い方をとること。）した結果としてであれば、地域の実情に応じて、異なる内容を定めることが許容されるもの。

2. 改正の概要

①職員配置について

小規模保育事業A型及び事業所内保育事業（利用定員が20人以上のものに限る。）における保育士の数について、国の改正に合わせ、待機児童が解消されるまでの当分の間、次の特例を設ける。

※その他の類型については基準改正なし。

ア. 朝夕等の保育士配置に係る特例

改正前	改正後（案）
<p>0歳児 概ね3：1 1・2歳児 概ね6：1 3歳児 概ね20：1 4・5歳児 概ね30：1</p> <p>上記の配置基準上、必要保育士が1名となる時間帯でも、保育士2名の配置が必要。</p>	<p>朝夕等の児童が少数となる時間帯において、左記の配置基準上の合計数が1名となる場合は、配置する保育士数を1名以上とすることができる。ただし、配置される保育士数が1名となる場合は、それに加え、保育士と同等の知識及び経験を有する者（※）を配置。</p>

イ. 保育の実施に当たり必要となる保育士配置に係る特例

改正前	改正後（案）
<p>配置基準上必要な保育士は全て、保育士資格を有する者でなければならない。</p>	<p>11時間開所で保育士1人当たり最長8時間労働とされていること等により、利用定員の総数に依って算定した保育士数に、追加して雇い入れることが必要となる保育士について、保育士と同等の知識及び経験を有する者（※）に代えることができる。ただし、基準上必要な保育士数の2/3以上は保育士を配置。</p>

※ 保育士と同等の知識及び経験を有する者

- ・ 保育所等で保育業務に従事した期間が十分にある者（常勤で1年程度が目安）
- ・ 家庭的保育者（児童福祉法第6条の3第9項に規定する「家庭的保育者」をいう。）
- ・ 子育て支援員研修のうち、地域型保育コースを修了した者とする。

ウ. 幼稚園教諭等の活用について

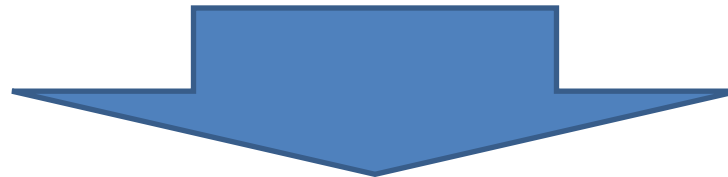
国基準改正点

幼稚園教諭・小学校教諭・養護教諭の普通免許状を有する者を、保育士とみなすことができる。ただし、2/3以上は保育士とする。

幼稚園教諭等の保育する対象年齢について、特段の規定は設けられていないものの、通知において、下記のとおり国の見解が示されている。

保育所における保育士配置に係る特例について（厚労省通知）

幼稚園教諭等が保育することのできる児童の年齢については、幼稚園教諭等の専門性を十分に発揮するという観点から、幼稚園教諭については3歳以上児、小学校教諭については5歳児を中心に保育することが望ましい。



0～2歳を対象とする小規模保育事業A型及び保育所型事業所内保育事業において、これらの者を活用することが、保育の質の低下を招くおそれもあることから、この点についての条例改正は行わないこととする。

②設備基準について

建築基準法施行令の改正に伴い、特別非常階段に係る規制が合理化されたことにより、小規模保育事業所A型、B型及びC型並びに、保育所型事業所内保育事業所及び小規模型事業所内保育事業所における避難用階段の規定について次のとおり改正する。

改正前	改正後
<p>屋内と階段室とは、バルコニー又は外気に向かって開くことのできる窓若しくは排煙設備（国土交通大臣が定めた構造方法を用いるものに限る。）を有する付室を通じて連絡すること。</p>	<ul style="list-style-type: none">• 屋内と階段室とは、バルコニー又は付室を通じて連絡すること。• <u>屋内と階段室とが付室を通じて連絡する場合には、階段室又は付室の構造が、通常の火災時に生ずる煙が付室を通じて階段室に流入することを有効に防止できるものとして、国土交通大臣が定めた構造方法を用いるもの又は国土交通大臣の認定を受けたものであること。</u>

3. 施行日

公布の日から（平成28年9月議会において改正予定）

【参考】家庭的保育事業等の類型

事業	概要	利用定員	
①家庭的保育事業	家庭的な雰囲気の中で、少人数を対象にきめ細やかな保育を実施する事業 家庭的保育者の居宅その他様々なスペースで行う	5人以下	
②小規模保育事業	定員6人～19人までの小規模な保育施設で保育を実施する事業 職員の配置基準等に応じて、以下の3類型にて実施		
	A型	保育所分園に近い類型	6人以上19人以下
	B型	AとCの中間的な類型	6人以上19人以下
③事業所内保育事業	企業が主として従業員への仕事と子育ての両立支援策として実施する事業 であり、地域において保育を必要とする子にも保育を提供する	小規模型事業所内保育事業 19人以下	
		保育所型事業所内保育事業 20人以上	
④居宅訪問型保育事業	保育を必要とする子の居宅等において、1対1を基本とするきめ細やかな保育を実施する事業 以下の場合において保育を提供する (1)障がい、疾病により、集団保育が著しく困難である場合 (2)利用定員変更に伴う受け入れ先の確保が必要な場合 (3)やむを得ない事由により施設型給付等の保育が受けられない場合 (4)母子家庭等の保護者が夜間勤務するなど、市町村が保育が必要であると認めた場合 (5)居宅訪問型保育以外の地域型保育事業の確保が困難であると市町村が認めた場合	1人	